

平成30年度 第2回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成30年5月

魚沼市農業委員会

## 平成30年度第2回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 16名 定員 19名  
 欠席 3名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	菫澤芳子	
○		2	佐藤新一	
○		3	渡邊正一	
	○	4	櫻井信夫	
○		5	大塚和子	
○		6	小幡悦男	
	○	7	中澤正規	
○		8	桜井誠	
○		9	森山行雄	
○		10	森山武郎	
○		11	酒井浩	
○		12	松田敏彦	
○		13	佐藤正喜	
○		14	桑原正文	
	○	15	渡邊弘義	
○		16	佐藤廣治	
○		17	富永虎良	
○		18	小西正春	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		米山真里	
○		穴沢優子	
○		塩川久	

## 平成30年度 第2回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成30年5月28日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 13 時 29 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  <u>5 番 大塚 和子 委員</u>  <u>6 番 小幡 悦男 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 第1地区部会副部会長の変更について
4	議案第1号 議案第2号  議案第3号 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農用地利用集積計画意見決定について 平成29年度農業委員会活動の点検・評価及び平成30年度活動等の策定について
5		その他
		閉会宣言 14 時 30 分

# 平成30年度第2回魚沼市農業委員会総会議事録

平成30年度第2回魚沼市農業委員会総会は、平成30年5月28日魚沼市広神コミュニティセンター3階講堂に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（米山事務局長）

定刻前ではございますが、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告させていただきます。お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。そして、推進委員の皆様8名の出席ということでありがとうございます。

委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、整理番号4番櫻井信夫委員、整理番号7番中澤正規委員、整理番号15番渡邊弘義委員の3名です。出席者16名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成30年度第2回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長からご挨拶をいただきます。お願いいたします。

（時刻は13時29分）

上村会長

（挨拶）

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（米山事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会としては報告はありません。

第2地区部会会長（桑原正文委員）

第2部会も特にございませぬ。

第3地区部会会長（佐藤正喜委員）

過日第3部会におきましては、これから出てきます農地法第3条による3反歩要件について、その面積要件に若干満たない案件があり、それで第3部会で意見を聞き、それによって意思統一をしようというようなことで、事務局から連絡がありま

してやったわけでございます。しかし、その方がもう少し借りるというようなことで、30アール以上になりましたので特に問題がなくて済んだわけでございますけども、一応第3部会でそんな協議をさせてもらいました。

第4地区部会会長（桜井 誠委員）

第4部会ということで、6月12日に第2回の意見交換会が予定されております。よろしく願います。以上です。

議長（上村会長）

それでは、ただいま報告事項ということで会務、部会報告が終わりました。内容について質問等ありましたら、お願いいたします。

先ほどの主要会務で局長のほうから報告がありました5月11日に農業会議理事及び監事選出打ち合わせ会議というようなことであつたわけですが、正式に5月30日に中越地区では該当者を選択するということになると思っておりますけれども、一応候補としては、いままで農業会議も当然農業委員会と同じく新しい改正法の中で新しくなるということでございますけれども、一般財団法人になったということで、理事・監事の任期が2年ということです。この任期というようなことで、新たに6月からになると思っておりますけれども、農業委員会、農業委員としての任期中であり、もう1期継続してはどうかという意見もありまして、中越地区では従来どおり長岡の農業委員会の会長と小千谷の会長が理事ということで、従来どおり選出しようかということですし、監事は先般も南魚沼の会長がなっていたということで継続して留任をお願いしようというような形の中で選出するというような予定になっています。そんなことで報告をしておきます。

皆さんどうでしょうか。

（特になし）

特になければ、次に進ませていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号5番大塚和子委員及び議席番号6番小幡悦男委員の両名を指名いたします。

## 農地貸借の合意解約について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書3ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は12件の届出がありました。詳細については事前配付のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号につきまして、事務局の説明のとおり事前配付ということですが、内容についての質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になさうですので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の7ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は5件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおいでですが、今後市内の方が継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号につきまして、内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさうですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、整理番号1番から5番までは届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 第1地区部会副部会長の変更について

議長（上村会長）

日程第3報告第3号「第1地区部会副部会長の変更」について、事務局の説明をお願いします。

事務局（米山事務局長）

9ページをご覧ください。

日程第3報告第3号「第1地区部会副部会長の変更」についてでございます。この報告案件につきましては、4月の総会の際に会長から報告がありましたが、第1地区部会の堀之内地域でございますが、変更前は森山行雄委員、変更後大塚和子委員ということで報告させていただきます。以上でございます。

議長（上村会長）

先回の総会でも報告いたしました。本総会をもって承認願いたいということでございますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

では、大塚委員よろしくをお願いします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書11ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は所有権移転贈与1件、売買5件、賃借権の設定3件、使用貸借権の設定4件、合計13件です。

整理番号1	申請地	*****	畑ほか1筆	合計 832 m <sup>2</sup>
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	贈与	

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地と隣接する農地は譲受人が耕作しており、さらに規模を拡大したいとの希望から贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2	申請地	*****	畑ほか1筆	合計 410 m <sup>2</sup>
	譲渡人	*****		

譲受人 \*\*\*\*\*

権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢で耕作が困難なため、耕作者を探していたところ、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地 \*\*\*\*\* 畑 1,301 m<sup>2</sup>

譲渡人 \*\*\*\*\*

譲受人 \*\*\*\*\*

権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は親の死亡により相続をしましたが、県外に居住しており耕作ができない事と、申請地は以前より譲受人が耕作をしていたところでもある事から売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 \*\*\*\*\* 田 989 m<sup>2</sup>

譲渡人 \*\*\*\*\*

譲受人 \*\*\*\*\*

権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は以前より中間管理機構を通して譲受人が耕作しておりましたが、譲渡人が死亡したため、相続財産管理人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号5 申請地 \*\*\*\*\* 田 250 m<sup>2</sup>

譲渡人 \*\*\*\*\*

譲受人 \*\*\*\*\*

権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢で耕作が困難であり、平成30年1月に申請地に隣接した農地を農地法5条の転用許可で売買いたしました。譲受人は1月に転用許可を申請した当人の親です。当人は農家の要件が満たせないため、その父親との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号6 申請地 \*\*\*\*\* 畑 22 m<sup>2</sup>

譲渡人 \*\*\*\*\*

譲受人 \*\*\*\*\*

権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人の自宅の前にあり、譲渡人は高齢で耕作が困難なため、売買の話がまとまり、申



請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の整理番号7番、8番、10番は関連がありますので、まとめて説明をさせていただきます。

整理番号7 申請地 \* \* \* \* \* 田ほか4筆 合計1,534 m<sup>2</sup>  
 貸付人 \* \* \* \* \*  
 借受人 \* \* \* \* \*  
 権利種別 賃借権設定 年間 全体で\* \* \* \* \*円

整理番号8 申請地 \* \* \* \* \* 田ほか1筆 合計1,400 m<sup>2</sup>  
 貸付人 \* \* \* \* \*  
 借受人 \* \* \* \* \*  
 権利種別 賃借権設定 年間 全体で\* \* \* \* \*円

整理番号10 申請地 \* \* \* \* \* 畑 455 m<sup>2</sup>  
 貸付人 \* \* \* \* \*  
 借受人 \* \* \* \* \*  
 権利種別 使用賃借権設定 貸借期間20年間

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人は高齢等で耕作できないため、借受人はフクジュソウやユキワリソウなどの山野草を栽培するため、農地を探していたところ、貸付人との貸借の話がまとまり、申請があったものです。当初下限面積を満たしておりませんでした。その後追加で貸借をし、要件を満たしております。経験年数は十分ありますし、農機具は所有をしておりますが、リースをしながら効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の整理番号9番、11番は関連がありますので、まとめて説明をさせていただきます。

整理番号9 申請地 \* \* \* \* \* 田 1,972 m<sup>2</sup>  
 貸付人 \* \* \* \* \*  
 借受人 \* \* \* \* \*  
 権利種別 賃借権設定 \* \* \* \* \*円/10a

整理番号11 申請地 \* \* \* \* \* 田ほか2筆 合計1,267 m<sup>2</sup>  
 貸付人 \* \* \* \* \*  
 借受人 \* \* \* \* \*  
 権利種別 使用賃借権設定 貸借期間5年間

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が高齢等で耕作ができないため、\* \* \* \* \*が水稻やソバ等を作付けするため、申請があったものです。なお、\* \* \* \* \*への貸し付けということで、\* \* \* \* \*への貸し付けとなりますので、解除条件付きの貸借契約となっております。

次の整理番号12番と13番は農業者年金受給のため、または農業者年金受給中のための経営移譲の再設定です。内容につきましては事前配付のとおりです。

以上、整理番号1番から8番・10番・12番及び13番は、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。整理番号9番と11番につきましては、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、農地法第3条第3項各号にある解除条件などが設定されておりますので、こちらも要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

それでは議案第1号、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明がありましたらお願いいたします。

森山武郎委員

整理番号1番ですが、\*\*\*\*\*さんと昨日電話で話をしました。今まで使った場所だし\*\*\*\*\*さんが贈与をしますので、登記はそっちでしてくださいという話でありました。

あと、整理番号3番の\*\*\*\*\*さんの\*\*\*\*\*さんが買う件ですが、これはもっと面積があるんですけど、今回は一部だけという話で上がっています。事務局の説明どおりですので、何ら問題もないと思います。

森山行雄委員

整理番号2番ですが、先週お二方、別の日ですけどもお話を聞きまして、現地は私個人で見てきました。内容的には問題ないと思います。

佐藤新一委員

整理番号4番・5番とも、ほとんど事務局の説明のとおりでございます。現地だけしっかりと確認いたしました。

酒井 浩委員

整理番号6番ですが、5月20日推進委員の佐藤委員と共に現地確認をしたり、訪問をしてきました。内容的には現在車庫で分断された畑で、譲受人の真ん前が当該地域でございまして、片方は分断して非常に使い勝手が悪い。譲受人のほうは自分の家の真ん前なので野菜づくりに非常に適しているということで、双方の意見が合致したようです。それと併せて譲渡人は高齢化で、規模を縮小したいというふうを考えていたところ、反対に譲受人のほうは少し拡大をしたいというところで、その辺も一致したところで、ここの説明については事務局のお話のとおりで、特段問題はございませんでした。

小幡悦男委員

整理番号7番・10番ですが、先日\*\*\*\*\*さんより話がありまして、両方で現地を確認いたしました。その際、\*\*\*\*\*さんとも電話連絡にてありまして、事務局の説明のとおり、フクジュソウ・山野草を中心にハウスを建てて経営したいということであり、非常に張り切っておりました。

佐藤廣治委員

整理番号8番ですが、事務局の説明のとおりなんですけど、現地と、本人は病弱・高齢で会うことはできませんでしたが、おばあちゃんと家族の人に今日の朝会いまして、現地確認で昨年まで耕作をしていた土地だった田んぼです。それで、\*\*\*\*\*さんとは家族の方が友人で、お話があって、先ほど言いましたように山菜等の栽

培として、畑として利用したいということで、貸し付けるということになったそう  
でございます。地元区長も承知をしておりました。

小西正春委員

\*\*\*\*\*さんについては、もう何年も前から\*\*\*\*\*が耕運、田植え又防除、  
刈取り等全部まかったようなわけで、本人は畔草と水見ぐらいのものでしたが、高  
齢でそれもままならないということで、全面的に\*\*\*\*\*に任せるといような  
ことでありますし、周りも\*\*\*\*\*が耕作しているところが多いもので、何ら問  
題はないと思います。

それから整理番号 11 番、\*\*\*\*\*さんについては、これは3月に私のほうへ  
相談がありまして、とても家の裏の狭いところでございますので、ほかの個人には  
耕作できないようなところでございますので、何とかしてくれということで、\*\*  
\*\*\*に一応相談をして、やるということで、田んぼではなくてソバで対応したい  
ということでございますけど、荒らすよりはいいということで、そういうことにな  
りました。

議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容に  
ついて質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

松田敏彦委員

整理番号7番・8番・10番、この\*\*\*\*\*さんという方は生まれもこちらなん  
でしょうか。それとも、よそから来て住んだことがあるというだけなのか。それと、  
これからこれだけの規模の、確かにすごいハウスを今作っています。それだけ作っ  
ているんだから真剣なんだろうと思いますけども、私が心配なのは、本当に地元生  
まれで、こっちに帰ってくるのであれば周りに親戚等もあると思いますのでいいん  
ですが、まるきりこちらに縁のない方がこちらに進出してくるというのが、いつで  
も投げようと思えば投げられるわけですけども、そういうのが少し心配なんです。  
実際\*\*\*にも\*\*から通って、農地を買った方がいるんですが、今はもう荒れ放  
題になっています。要するに、ここまで通って農業は出来ないというかたちで今は  
荒れているんですが、この場合はあれだけのかいハウスを建ててるんで、心配  
はなかろうかと思うんですが、転々としている他2カ所、3カ所の農地ですか。そ  
れは山野草を作るといような話なんですが、何か少し引っかかる点があるんです  
が、とりあえずこの方は地元の出身なのかどうかという確認です。

議 長（上村会長）

はい。その辺素性、もし分かる範囲でありましたら、個人情報でありますけれど、  
お願いします。

事務局（穴沢副参事）

\*\*\*の出身かどうかまでは確認をしておりますませんが、\*\*\*のほうにも勤務を  
していたことはあって、こちらの事も良く分かるというお話でした。もともと\*\*  
\*にいたこともあって、\*\*\*のほうに同じように山野草、ユキワリソウとかフク  
ジュソウを作っている方のお仲間もいらっしゃるということで、こちらの  
ほうに農地を求めたということでございました。

事務局（米山事務局長）

第3部会のほうでも協議しておりますので、部会長から何かありましたら。

第3地区部会会長（佐藤正喜委員）

その際、話を聞いた中では\*\*\*の生まれだとか言っていませんでしたか。

事務局（米山事務局長）

\*\*\*と言ったような気がします。

第3地区部会会長（佐藤正喜委員）

そうですね。それで、山野草のお仲間で、\*\*\*に来ていろいろ勉強をしたりしているというような話を、聞いております。こっちで居住したいので、既に今はどこかに借りていらっしゃるようでしたけれども、私が相談を受けた時点では7、8カ所拠点を回ってみた。家が大き過ぎて、コンパクトな家がないかというような話だったんです。現在は、何か見つけたようです。第3部会では、当初2反9畝だったんですけども、いずれ3反歩以上になるようにしてくれというようなことで、その時点では3反歩未満でしたが、その後、事務局からもう1筆借用して3反歩以上になりましたので、何ら数字的には問題はないというような話になっております。特に数字的には問題ないんですけども、それこそ松田委員ではないんですけども、まるきり投げ出されたは大変だと思っていますけども、他の山野草の協力者がいろいろと協力して、せっかく来てくれたんだからというような話も聞いておりますので、その辺はそういう方向でいってもらいたいなと思っています。以上です。

議長（上村会長）

大変ありがとうございます。松田委員どうでしょうか。

松田敏彦委員

これは手続き自体に別に問題はないんですが、あと心配なのは、先がそんなに長いわけではないと思うんですよね。そうした時に、後継者というのがたぶん今の感じだと思わないと思うんですが、終わった時点できちんとまた出来るように、要はもとに戻せるように指導のほうをよろしくお願いしたいと思います。

議長（上村会長）

先々の不安というようなことでございますけれども、この申請が出る段階では、ただいま第3部会の部会長からお話をいただいたというようなことの内容で詰めをしてきたということございます。今後、農業委員会といたしましても、この経過等々を調整・追跡等々して確認していくというようなこと必要ではないかなということ考えております。よろしくお願いたします。以上でよろしいでしょうか。

その他、どうでしょうか。

（特になし）

それでは、その他、特にないようですので採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず初めに、所有権移転贈与に関する整理番号1番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転売買に関する整理番号2番から6番までについて、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、賃借権設定、賃借権に係る整理番号7番から9番までについて、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

続いて、賃借権設定、使用貸借に係る整理番号10番から13番までについて、申請どおり許可することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、整理番号1番から13番まで申請どおり許可することといたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（塩川副参事）

議案書17ページをお願いします。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は2件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか1筆	合計 254 m <sup>2</sup>
	農地区分	第三種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請理由	公民館1棟2階建て		
	転用目的	公民館建設用敷地		
	判断理由	住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしているため。		

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。平成29年度に申請した平成30年度コミュニティ助成事業宝くじ補助金が採択され、公民館の建て替えが決定しましたが、現在の敷地だけでは手狭となったため、申請があったものです。

整理番号2	申請地	*****	畑	345 m <sup>2</sup>
	農地区分	第一種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	一般住宅1棟2階建て		
	転用目的	一般住宅建築用敷地		
	判断理由	申請にかかる農地の位置は集落に接続しており、周辺の農地の利用状況を勘案し、支障がないと認められるため。		

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。譲受人は現在市内のアパートに住んでおりますが、この度譲受人との話がまとまり、自己の住宅を建設するため、申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局に続いて地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号1番ですが、これは見てのとおり\*\*\*\*\*の公民館、結構新興住宅地で、だいぶ場所が手狭になってきて、それと防災のほうの資材庫もというようなお話もありまして、何年も前から集落のほうで貯金をして、ようやく現実化したということでございます。あとのほうは事務局の説明のとおりでございます。

森山行雄委員

整理番号2番ですが、現地につきましては、\*\*の近くでございますので、良く見ているところでございます。それから、先々週になりますか、当人から電話がありまして、お話を伺ったところでございます。内容に問題はないと思います。

議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、採決のほうに入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番について、申請どおり許可相当に決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可相当に決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」については、整理番号1番・2番ともに異議なしと認め、許可相当に決定し県に達することといたします。

## 農用地利用集積計画の意見決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の19ページをお願いします。

日程第4議案第3号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	50件
	筆数	103筆
	面積	120,469㎡

なお、詳細については、事前配付のとおりです。  
所有権移転につきましては、今月はありません。

利用権設定につきまして、農業経営基盤強化法第18条第3項の利用権の設定等を受けるものの備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長（上村会長）

それでは、議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、議案第3号「農用地利用集積計画の意見決定」については、申請どおり決定することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## 平成29年度農業委員会活動の点検・評価及び 平成30年度活動計画等の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号「平成29年度農業委員会活動の点検・評価及び平成30年度活動計画等の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（米山事務局長）

議案書の33ページから最後になりますが、お願いいたします。

日程第4議案第4号「平成29年度農業委員会活動の点検・評価及び平成30年度活動計画等の決定」について説明させていただきます。

農業委員会では、農業委員会の適正な事務実施に基づいて、毎年その年の活動の点検・評価及び翌年度の活動計画について作成することとなっております。先般3月に開催されました総会におきまして案を作成していただきまして、こちらのほうを窓口並びにホームページ等で公表いたしました。2カ月間農家の方から広く意見を募集していたところでございます。しかしながら、今回は特に意見等はございませんでした。従いまして、原案どおり提案させていただきたいと思っております。

詳細につきましては、事前配付のとおりでございます。以上です。

議長（上村会長）

議案4号につきまして、事務局の説明のとおりでございます。  
内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特になさいますので、3月・4月と農業委員会等々でも検討されてきております。そんなところの中で事務局長が言ったように本書のとおり決定するということがよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと決定することといたします。

## その他

事務局（米山事務局長）

- ・配付資料「本県における農地中間管理機構の現況について」の説明。

事務局（穴沢副参事）

- ・配付ファイルの説明。
- ・配付資料「農業委員会活動記録簿の記入方法」の説明。

議長（上村会長）

それでは、本日の提案の報告並びに議案事項については全て審議をいたしました。ありがとうございました。

(時刻は14時30分)

上記会議の内容は、平成30年度第2回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

---

議席番号 番

---